

神奈川県議会に対して政務活動費の疑義についての真相究  
明と必要な措置を求める意見書の提出についての動議

神奈川県議会に対して政務活動費の疑義についての真相究明と必要な  
措置を求めることに関し、次のとおり意見書を提出したい。  
よって、これを動議として提出する。

平成27年12月 7 日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	上	畠	寛	弘
	同	上	渡	邊	昌一郎
賛成者	同	上	長	嶋	竜 弘

神奈川県議会に対して政務活動費の疑義についての真相究明と必要な措置を求める意見書

鎌倉市選出の神奈川県議会議員について、その政務活動費の使途について不正があるという疑義に係り、「地検が捜査をしている」（朝日新聞）、「告発を受けている」等が全国紙、地方紙、NHKにおいて報じられている。全国の地方議会で政務活動費の不正受給や不適切な支出が次々と報道されている中、疑義の段階であったとしても、このような報道は当該議員が無投票当選とはいえ、選出した鎌倉市民にとって、「不名誉の極み」であり、容認することはできない。

また、当該議員の政務活動費の使途の疑義に係る住民監査請求に基づく監査結果において当該議員が提出した領収書は事実に基づかない架空のものであると結論を出したことは深刻な事態であり、神奈川県民への裏切り行為そのものである。

当該議員が県議会議長を務めていた平成19年1月の年頭記者会見で「どんな調査研究をしたか全て明らかにすると議会活動に支障が出る。領収書を添付しても不正は起きている。」と述べたが、今回の疑義はまさに領収書を添付して起きた不正受給の疑義である。

そして、当該議員は事務員に任せていたと責任を転嫁するが、最終的に領収書の提出判断は議員であり、領収書作成の経緯や金員の支払い方法の供述等の説明にも不可解な点がある。

報道では、当該議員は「党や団に迷惑をかけている」と説明するが、何より迷惑がかかっているのは、主権者である神奈川県民であり鎌倉市民である。

よって、神奈川県議会は、新聞報道されている疑義も含めて、血税が源泉であると自覚し、自浄作用を働かせて、議会の自律権によった調査権の発動も視野に入れたしかるべき措置をとって、神奈川県民の信託を裏切ることのないよう、速やかかつ県民が納得できる厳粛な対応を、我々鎌倉市議会は鎌倉市民を代表し、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月7日

鎌 倉 市 議 会